

謝 金 支 給 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県教育文化厚生協会（以下「当法人」という）の諸事業にて支給する諸謝金に関して基準を定め、業務の円滑な運営を目的とする。

(当法人主催の講師謝金)

第2条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く理事、監事が、当法人が主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という）の講師を務めたときは、代表理事は1回につき3万円を限度として講師謝金を支払うことができる。

2 当法人が主催する講演会等の講師を外部より招聘した場合は、当該外部講師に対して代表理事は、1回につき5万円を限度として講師謝金を支払うことができる。ただし、理事会の決議により別段の定めをすることができるものとする。

(共催の講師謝金)

第3条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く理事、監事が、当法人が他と共催する講演会等の講師を務め、共催先から講師派遣料等を收受したときは、代表理事は下記各号による謝金を支払うこととする。

- (1) 常勤理事 收受した講師派遣料等の70%
- (2) 上記以外の理事及び監事 收受した講師派遣料等の80%

(その他の講演会等の謝金)

第4条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く理事、監事が、他の依頼による講演会等の講師を務め、依頼元から講師派遣料等を收受したときは、代表理事は下記各号による謝金を支払うことができる。

- (1) 常勤理事 收受した講師派遣料等の80%
- (2) 上記以外の理事及び監事 收受した講師派遣料等の90%

(支払方法)

第5条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。但し、特に本人が希望する場合は、現金で支給することができる。

(改正)

第6条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。